

令和6年度 第23回 千葉県子どもの人権ポスター原画コンテスト実施要領

1 名 称

千葉県子どもの人権ポスター原画コンテスト

2 主 催

千葉地方法務局・千葉県人権擁護委員連合会

3 後 援（予定）

千葉県・千葉県教育委員会・千葉市教育委員会・(株)千葉日報社・千葉テレビ放送㈱

4 趣 旨

千葉地方法務局及び千葉県人権擁護委員連合会では、子どもの人権を守るために電話相談やSOSミニレター等各種の啓発活動を実施しています。その一環として、子ども達が「人権ポスター」の原画を描くことにより、人権尊重の重要性、必要性について一層理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを願って実施するものです。

5 対 象 者

千葉県内の小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）に在学する児童・生徒

6 内 容

- (1) テーマ 「みんななかよくやさしい心」「悩みを心にしまわないで」
(テーマは、上の2つの中から選び、題名は自由に付けてください。)
- (2) 大きさ 八つ切り画用紙 (27cm×38cmを厳守。縦長、横長のいずれでも可)
- (3) その他 文字は書かないで、絵画のみとします。

※ これ以外は、審査の対象になりませんので、ご注意ください。

7 応 募

- (1) 応募は一人1点とし、未発表のものに限ります。
- (2) 応募者は、在学する学校に作品を提出してください。
- (3) 応募作品を他のコンテストに応募することはご遠慮ください。

8 送 付

- (1) 各学校においては、以下の手順により、別紙1の送付先に別紙2「応募票」、別紙3「送付一覧表」及び「作品」を送付してください。
 - ①法務局に送付する作品について、別紙4「作品カード」に所要事項を記載し、作品の裏面に貼付してください。
 - ②別紙2「応募票」に所要事項を記入してください。
 - ③別紙3「送付一覧表」に送付する作品の作者の氏名等を記載してください。
 - ④別紙3「送付一覧表」の番号順に作品をそろえてください。

- (2) 各学校で作品を選んでいただいた場合は、「送付一覧表」に推薦作品の作者の氏名等を記載して、「応募票」、「送付一覧表」及び「推薦作品」を送付してください。
- (3) 別紙2、別紙3及び別紙4は、Excelファイル形式で千葉地方法務局ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。
千葉地方法務局ホームページ (<https://houmukyoku.moj.go.jp/chiba>)
- (4) 締切日は、令和6年9月13日(金)です。

9 審 査

前記8により送付を受けた作品について、主催者の委嘱する審査委員により審査を行います。

10 発 表

令和6年10月下旬に、各学校を通じて入賞者に通知します。

11 入 選(予定)

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 最優秀賞 | 3点 |
| (2) 千葉県教育委員会教育長賞 | 1点 |
| (3) 千葉日報社賞 | 1点 |
| (4) 千葉テレビ放送賞 | 1点 |
| (5) 優秀賞 | 9点 |
| (6) 入選 | 若干数 |
| (7) 入賞者には賞状及び副賞を贈呈します。 | |

12 公表について

- (1) 入賞作品の中から、人権ポスター（第30号 2025）に使用する作品を選び人権啓発活動に活用するほか、各種人権啓発事業における展示会等で使用します。
- (2) 送付された作品のうち、優秀な成績を収めた作品については、作品集等に掲載し、また、インターネット上に掲載する等広く一般に公表する場合があります。また、法務局及び関係機関が催す表彰式において、その模様を一般に公表する場合があります。
- (3) 上位入賞作品（最優秀賞、千葉県教育委員会教育長賞、千葉日報社賞、千葉テレビ放送賞、優秀賞）及び表彰式の模様は、一般に公表する予定です（作品集の発行、報道機関、法務省関連のホームページ等）。
- (4) 作品の公表に当たって、作者の氏名・学校名・学年・題名を公表します。
- (5) 主催者以外の第三者に作品の掲載を許可することができます。

13 そ の 他

- (1) 入賞作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
地方自治体等の広報誌や学校の教材等に使用する場合は、千葉地方法務局人権擁護課に連絡願います。
- (2) 送付された作品は、返却しますが、入賞作品は、各種人権啓発事業の終了後に、他の作品は、審査終了後に返却します。
- (3) 応募者全員に参加賞を差し上げます。